

令和7年度 第1回名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会

○日 時 令和7年5月13日（火） 午後1時00分～午後1時52分

○会 場 名古屋市役所西庁舎12階 西12B会議室

○出席者 名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会構成員5名

○議事概要（構成員からの主な意見等）

（1）なごや人権施策基本方針における令和7年度実施計画について

- ・ 最近の個人情報の取扱にかかる問題等を受け、市民からの信頼回復には、職員に対する研修等を充実させるだけではなく、職員の意識の変化など、研修の効果を市民に伝わるようにすることが必要ではないか。個人情報に対する人権意識は年々変化しているため、常にアップデートしていくことを意識して、継続的に取り組んでもらいたい。
- ・ 学生が主体となる人権啓発事業の取り組みは、ぜひ企業や大学と連携して行ってほしい。継続的に実施するには、大学の先生の意識も変わる必要があるため、学問の自由に配慮しながらも、名古屋市から積極的に働きかけてほしい。
- ・ なごや人権センター（仮称）新設について、第三者的な人権救済機関は実効的なイメージがあり有意義であるため、続けてほしい。
- ・ 令和3年の同和問題についての市民意識調査の中で、部落差別の解消の推進に関する法律を知っていると答えた人は3.4%だった。行事やパンフレット等を通じて市民に知らせていってほしい。

（2）その他（報告事項）

- ・ ソレイユプラザなごやの人権セミナーについて、定員が少ないのはもったいないため、講演会の配信や後で録画を見てもらえるような検討ができると良い。